

広島城（天守閣、二の丸復元建物、三の丸展示収蔵施設（仮称））

展示基本計画策定支援業務 基本仕様書

1 業務名

広島城（天守閣、二の丸復元建物、三の丸展示収蔵施設（仮称））展示基本計画策定支援業務

2 業務概要

広島市の歴史・文化の発信拠点として魅力を更に向上させるため、令和2年5月に策定した「広島城基本構想」等及び天守閣の耐震対策の方向性を踏まえ、天守閣、二の丸復元建物、三の丸で整備を計画している展示収蔵施設（以下「三の丸展示収蔵施設（仮称）」という。）の具体的な整備内容、展示コンセプト、概算事業費及び事業スケジュール等の概要を盛り込んだ展示基本計画の策定支援を行うものである。

3 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 業務範囲

広島城天守閣、二の丸復元建物及び三の丸エリア（広島市中区基町21番等）

5 業務内容

(1) 現状と課題の整理

展示基本計画の方向性を検討するための基礎資料として、広島城全体、広島城を構成する天守閣、二の丸、三の丸エリアのこれまでの経緯や現状（果たしている役割）、課題などを整理する。

(2) 基本理念等の検討

(1)で整理した内容を基に、広島城全体で果たすべき役割を検討し、広島城を構成する天守閣、二の丸復元建物、三の丸展示収蔵施設（仮称）の各施設の役割と使命、基本理念を検討する。

(3) 事業計画の作成

広島城全体で展開する事業（収集保存、調査研究、展示、教育普及、市民交流サービス等）の展開方針を検討する。

当該展開方針を基に、広島城を構成する天守閣、二の丸復元建物、三の丸展示収蔵施設（仮称）の各施設が担うべき事業を整理し、機能・規模に反映させる。

(4) 天守閣及び二の丸復元建物に係る展示基本計画の作成

(3)で整理した事業内容及び「広島城基本構想」を基に、天守閣及び二の丸復元建物に必要な機能及び役割について以下の点について検討を行う。

ア 事業（展示、サービス等）方針の作成

イ 必要な機能と規模の整理

ウ 展示配置計画、動線計画の整理

エ 施設改修基本方針及びイメージ案の作成

オ 展示計画の作成

- ・ 展示方針の検討

- ・ テーマ・構成の提案
 - ・ 展示手法の検討
- (5) 三の丸展示収蔵施設（仮称）に係る展示基本計画の作成
- (3)で整理した事業内容及び「三の丸整備基本計画（素案）」を基に、三の丸展示収蔵施設（仮称）に必要な機能、規模及びその配置案等について検討を行う。
- なお、検討に当たっては、公開承認施設を前提とするか発注者と協議を行うこと。
- ア 事業（展示、サービス等）方針の作成
 - イ 必要な機能と規模の整理
 - ウ 展示配置計画、動線計画の整理
 - エ 展示計画の作成
 - ・ 展示方針の検討
 - ・ テーマ・構成の提案
 - ・ 展示手法の検討
 - オ 文化財の保存環境の整理
 - カ 収蔵計画の作成
 - キ 外観イメージの作成
 - ク 展示室など内観イメージの作成
- (6) 展示資料の調査及び仮収蔵施設の検討
- 発注者が受注者に提供する収蔵リストを基に、天守閣の木造復元又は耐震改修を行う期間の仮収蔵施設に必要な規模や仕様（収蔵庫の分量・体積・収蔵庫動線）について検討する。なお、仮収蔵施設は市内を中心に検討を行うこと。
- (7) 有識者の意見聴取支援
- ア 資料作成

広島城（天守閣・二の丸復元建物・三の丸展示収蔵施設（仮称））展示基本計画策定に当たり、有識者の意見を聴取するための資料を作成する。

なお、有識者への意見聴取は年3回程度を予定（場所は広島市内を想定）し、講師謝礼金及び会場費については、発注者の負担とする。
 - イ 有識者意見聴取会への同席と議事録作成

有識者意見聴取会に同席し、意見聴取会終了後に速やかに議事録を作成し発注者に提出すること。
- (8) 事業スケジュールの作成及び概算事業費の検討
- ア 発注者と協議しながら、事業スケジュール案を作成すること。
 - イ 広島城（天守閣、二の丸復元建物、三の丸展示収蔵施設（仮称））展示基本計画案を実現するために必要な概算事業費を検討し試算すること。
- (9) 広島城（天守閣、二の丸復元建物、三の丸展示収蔵施設（仮称））展示基本計画案の作成
- 上記(1)～(8)の検討を基に、広島城（天守閣、二の丸復元建物、三の丸展示収蔵施設（仮称））展示基本計画案を作成すること。

6 その他

- (1) 業務の前提となる本市資料等の活用について

業務の実施に当たり、下記資料を踏まえること。

- ・広島城基本構想（令和2年5月）
- ・広島城のあり方に関するニーズ・サウンディング調査（令和2年2月）
- ・中央公園の今後の活用に係る基本方針（令和2年3月）
- ・三の丸整備基本計画（素案）（令和3年3月）

(2) その他の業務との連携について

受託者は、本業務に関連する他業務との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力すること。

(3) 成果物について

展示基本計画案については、本書のほか、A3サイズの概要版を作成すること。

成果物にかかる内容全て（本文、図表、図面等）は発注者に使用権が帰属するものとする。

(4) 電子納品について

ア 本業務は、電子納品対象業務とする。

イ 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。

ウ 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）2部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること

エ 電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

(5) 打合せ協議について

本業務における打合せ回数は、着手時、中間時、有識者意見聴取会（3回程度開催予定）、成果物提出時を予定している。

(6) その他

天守閣の耐震対策（木造復元又は耐震改修）の方向性に応じた展示基本計画案とすること。